

岩手県告示第58号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和7年1月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
調剤薬局ツルハドラッグ花巻高木店	花巻市高木第16地割68番地6	令和6年6月30日
星が丘おおうち整形外科クリニック	花巻市星が丘一丁目20番11号	令和6年9月30日
黄川田薬局	陸前高田市高田町字太田512番地4	令和6年11月11日
訪問看護ステーション ホスピス西城	一関市八幡町2番38号	令和6年11月30日